

第5期竹島問題研究会「中間報告書」について

第5期島根県竹島問題研究会座長 下條 正男

島根県議会は2005年3月16日、「竹島の日を定める条例」（「竹島の日」条例）を制定すると、同年6月、島根県竹島問題研究会を設置した。「竹島問題についての国民世論啓発の一助とするため」であった。以来、竹島問題研究会ではその設置要綱の目的に従って「竹島問題に関する歴史についての客観的な研究、考察、問題点の整理」を行い、調査・研究を続けて今日に至っている。今回の「中間報告書」は、その第五期の竹島問題研究会の研究成果の一部である。

現在、日韓の政府間レベルでは、竹島の領有をめぐる論争は行われていないが、第一期の『「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』を発表して以来、島根県竹島問題研究会と韓国の研究機関との間では、断続的に論争が行われている。

そのきっかけとなったのが2007年3月、「島根県竹島問題研究会」がまとめた第一期の『「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』である。島根県がその第一期『「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』を外務省に提出したことから、外務省がそれを基に2008年2月、小冊子の『竹島問題を理解する10のポイント』を作成したことが端緒となった。

外務省から小冊子が刊行されると「東北アジア歴史財団」、「韓国海洋水産開発院」等、韓国の政府系研究機関から一斉に反論がなされた。さらに2008年10月、島根大学名誉教授の内藤正中氏が『竹島＝独島問題入門 - 日本外務省「竹島」批判』を刊行したことで、竹島問題の研究動向にも変化が生ずることになった。内藤正中氏が外務省の小冊子について、その「あとがき」で次のように批判したからである。

1905年の領土編入を領有権の確認という主張は誤りである。幕府も明治政府も現竹島についての領有をしたことはなく、逆に1696年と1877年の2度にわたって日本領でないことを明らかにした。領土編入の閣議決定にあるのは、無主地であることを確認して領土編入したということである。無主地であるという以上、固有領土とはいえなくなる。問題は、その当時、現竹島は無主地であったかどうかである。

内藤正中氏による外務省批判のポイントは、外務省の小冊子が「日本政府は、1905年、竹島を島根県に編入して、竹島を領有する意思を再確認しました」とした点にあった。

内藤正中氏によると、江戸幕府が現在の竹島を領有した事実はなく、それを「竹島を領有する意思を再確認しました」とすることは事実と違っている。それどころか江戸幕府では1696年に鬱陵島への渡海を禁じ、1877年の「太政官指令」では明治政府が「竹島外一島、本邦関係これなし」として、竹島（鬱陵島）と松島（現在の竹島）は日本とは関係がないとした。それに竹島を領土編入した際の閣議決定では、「無主の地」を「先占」したとしている。それが小冊子では、「無主地であることを確認して領土編入した」とされた。しかし「無主の地」であれば「固有領土」とはいえなくなる。これが内藤正中氏の外務省批判の骨子である。

そこで内藤正中氏は、「その当時、現竹島は無主地であったかどうか」が問題だとして、「竹島外一島、本邦関係これなし」とした「太政官指令」等を根拠に、外務省批判を行ったのである。その内藤正中氏に同調したのが、韓国の「東北アジア歴史財団」である。

内藤正中氏が日本で『竹島＝独島問題入門』を刊行して四ヵ月後、韓国ではその韓国語版の『竹島＝独島問題入門』（『韓日間の独島＝竹島論争の実体』）が出版された。この韓国語版の翻訳に協力したのが、「東北アジア歴史財団」である。

外務省が小冊子を公開したことを機に、韓国側では、佐田白茅が1870年に復命した「朝鮮国交際始末内探書」、1877年の「太政官指令」等の研究に、重点を置くことになるのである。それは外務省の小冊子が、「日本政府は、1905年、竹島を島根県に編入して、竹島を領有する意思を再確認しました」としたことで、竹島を「無主の地」として「先占」したとする「閣議決定」との間に、齟齬が生じたからである。

これは日本側が「竹島を領有する意思を再確認」したとしたことで、韓国側には、「再確認」した歴史的事実を求めて、それを争点として日本批判をする余地ができたのである。

それに韓国側の歴史認識では、1900年10月25日の「勅令第41号」によって、独島（竹島）は韓国領になったとしている。日本が竹島を領有するのはその五年後である。それを「1905年、竹島を島根県に編入して、竹島を領有する意思を再確認しました」とすれば、当然、「勅令第41号」を根拠に、確認の有無を問題にすることになるのである。

そのため鳥取藩が幕府への返答書で「竹島（鬱陵島）、松島（現在の竹島）、其の外両国え附属の島御座なき候」とし、「太政官指令」で「竹島外一島本邦関係これなし」とした事実等が、反論の論拠にされたのである。これは第一期の『「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』を受けた外務省が、小冊子で「竹島を領有する意思を再確認しました」としたことで、新たな争点が生まれたのである。

これに対して、第一期『「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』を作成した島根県竹島問題研究会の立ち位置は、島根県議会が制定した「竹島の日を定める条例」と不可分の関係にあった。島根県議会が2月22日を「竹島の日」と定めたのは、島根県が『島根県告示第40号』を公示して、竹島を「自今本県所属隠岐島司ノ所管ト」（今より本県所属隠岐島司ノ所管ト）した日が明治38年（1905年）2月22日だったからである。それも『島根県告示第40号』は、「自今其所属隠岐島司ノ所管トス。此旨管内ニ告示セラルヘシ」（今よりその所属、隠岐島司ノ所管トス。この旨、管内ニ告示セラルヘシ）とした2月15日付の「大臣訓令」を受けて、告示されたのである。

さらにその大臣訓令は、竹島を「無主の地」とし、それを「先占」したとする1905年1月28日付の「閣議決定」に依拠していた。島根県の「竹島の日」条例は、その「閣議決定」を前提として成立していたのである。これは「本県所属隠岐島司ノ所管」となった時の竹島を「無主の地」としていた、ということなのである。従って、「竹島の日」は、「竹島を領有する意思を再確認」したとする日本政府の見解とも、その立ち位置が違うのである。

そのため佐田白茅が『朝鮮国交際始末内探書』の「竹島松島朝鮮領附属ニ相成候始末」で「松島の義に付是迄掲載せし書留もこれなく」と復命し、『太政官指令』で「竹島外一島本邦関係これなし」としたとしても、それは当時、「無主の地」だった竹島とは関係のない事実だったのである。それに鳥取藩の「返答書」や『朝鮮国交際始末内探書』、『太政官指令』は、「竹島の日」を制定した島根県にとっては、逆に竹島を「無主の地」としたことの反証としても使えるのである。

一方、韓国側には、独島は1900年、「勅令第41号」によって韓国領になったとする歴史認識があり、それが竹島研究の前提となっている。その独島が、日露戦争の最中、「無主の地」とされて、「竹島を領有する意思を再確認」して「先占」されていたとすれば、当然、事実関係を問

題とすることになる。

それも鬱島郡守沈興澤が1906年、その報告書で「本郡所属独島」として以来、朝鮮半島では独島を韓国領とする歴史認識が俄に醸成され、それが次代に継承されていった。「本郡所属独島」とした沈興澤の歴史認識は、黄玿の『梅泉野録』や『増補文献備考』の編纂事業に関わった張志淵の『逸士遺事』（1922年刊）等を経て、戦後にも繋がっている。

中でも決定的な役割を果たしているのが、隆熙二年（1908年）、張志淵等が増補事業に関わった『増補文献備考』の刊行である。『増補文献備考』は、1770年に編纂された『東国文献備考』の増補版で、そこには安龍福や蔚陵島に関する歴史が時系列的に記録されている。張志淵の『逸士遺事』では、その『増補文献備考』の中の安龍福伝をモチーフにして、英雄安龍福の事蹟を伝えていたのである。

さらにその『増補文献備考』は1959年に再版され、それに「増補文献備考影印序」を贈ったのが、日本時代に朝鮮史編修会の修史官を務めた申爽鎬氏である。その申爽鎬氏には、『史海』の創刊号（1948年）に投じた「独島所属に対して」があり、1960年に『思想界』で発表した論稿「独島の来歴」等がある。

申爽鎬氏は、戦後の韓国側の独島研究の先駆けの一人で、『東国文献備考』とその増補版『増補文献備考』の記述を無批判に踏襲して、それを歴史の事実としたのである。この文献批判を怠った研究姿勢が、今日の韓国側の竹島研究にも引き継がれているのである。

今回、第五期島根県竹島問題研究会の『中間報告書』では、その韓国側の研究及び活動と関連して、研究会メンバー各自が研究対象とした諸問題について、その見解を示すことにした。

そのラインナップは、「竹島問題の総括」にはじまって、「韓国における『独島』アイデンティティ形成の構造 - 『知』の国家戦略と教育・研究のシステムに焦点をあてて - 」、「1877年の太政官指令について」、「新局面を迎えた『太政官指令』問題研究」、「竹島問題に関する韓国の主張形成過程 - 1947年と1996年の言説の検証 - 」、「VANK (Voluntary Agency Network of Korea) より見たるサイバー空間における非政府アクターの外交的役割」等と、多方面にわたっている。

竹島問題は、日韓の歴史認識問題の原点である。当然、それは解決しなければならない懸案である。今回の『中間報告書』が、その解決の糸口の一つとなれば幸甚である。